

平成24年6月28日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第25日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第41号 上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第44号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）
3. 議案第47号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
4. 陳情第 5号 東日本大震災被害復興に伴う瓦礫受け入れに関する要望書
5. 陳情第 6号 上天草市大矢野町登立積米区水路施設整備事業の早期完成に関する陳情

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第44号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）
2. 陳情第 3号 国民宿舎跡地計画の見直しに関する陳情書
3. 陳情第 7号 各種施設の建設及び道路整備に関する陳情書

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第42号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第43号 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第44号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）
4. 請願第 1号 「障害者の権利を保障する新たな総合福祉法の速やかな制定」に関して国に意見書を提出することを求める請願書
5. 請願第 2号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書

日程第 4 議案第44号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

日程第 5 議案第48号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第3号）

日程第 6 同意第 4号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 5号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 議会基本条例検討特別委員会委員長報告

日程第 9 発議第 4号 上天草市議会基本条例の制定について

日程第10 発議第 5号 上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 発議第 6号 障害者の権利を保障する新たな「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書の提出について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(22名)

議長	堀江	隆臣			
1番	平田	晶子	2番	何川	雅彦
			3番	田中	辰夫
4番	須崎	光枝	5番	宮下	昌子
			6番	西本	輝幸
7番	高橋	健	8番	小西	涼司
			9番	田中	豊八
10番	島田	光久	11番	川口	望
			12番	田中	万里
13番	北垣	潮	14番	園田	一博
			15番	窪田	進市
16番	津留	和子	17番	桑原	千知
			18番	渡辺	勝也
19番	田中	勝毅	20番	菘塚	安親
			21番	新宅	靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	川端	祐樹	副	市	長	尾上	徳廣															
教	育	長	鬼塚	宗徳	総	務	企	画	部	長	杉田	省吾											
市	民	生	活	部	長	大	谷	達	巳	建	設	部	長	楠本	金生								
経	済	振	興	部	長	坂	中	孝	臣	教	育	部	長	松本	和任								
健	康	福	祉	部	長	静	谷	正	幸	上	天	草	総	合	病	院	事	務	部	長	松本	精史	
市	長	公	室	長	兼	総	務	課	長	村	上	理	一	会	計	管	理	者	小	多	貞	利	
水	道	局	長	緒	方	雅	文	財	政	課	長	川	端	義	孝								

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	大	西	訓	局	長	補	佐	山	下	正
参		事				小	松	野	洋	己					

開議 午前10時01分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

報道機関から写真撮影の申し出がっておりますが、これを許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、これを許可いたします。

なお、会議に入ります前に、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

本会議前に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は、6件の追加議案の取り扱いで、その内容は市長提案の上天草市一般会計補正予算第3号と、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意2件、及び上天草市議会基本条例の制定についてなど委員会からの発議3件、合わせて6件でございました。

総務企画部長並びに事務局長から提案理由などの説明を受け、慎重に審議しました結果、本日の本会議で審議、採決することに決定いたしましたので、御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第41号、上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について外4件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（猪塚 安親君） おはようございます。

総務常任委員長報告をいたします。さきの本会議において総務常任委員会に付託されました案件について、去る6月22日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

今回の総務常任委員会は傍聴者が多数でありましたので、初めてこの議場で行いました。30名

近くの傍聴者がおられたかと思えます。委員の方たちも、執行部の人たちも、ちょっと緊張した面持ちの中での総務常任委員会でした。

議案審議を行います前に、大矢野町登立積米区より提出がありました水路施設整備陳情箇所の現地踏査を行い、担当課からの説明を受けた後、議場にて委員会を開会し審議を行いました。

まず、陳情第5号、東日本大震災被害復興に伴う瓦礫受け入れに関する要望書についてでございますが、執行部から震災瓦れき処理に関する国の要請内容、瓦れき受け入れに対する本市の考え方、ごみ処理施設の現状等について詳しく説明がありました。

その内容を申し上げますと、国の要請内容としては、本年3月16日付で内閣総理大臣及び環境大臣から各自治体に対し、昨年8月に制定された災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき協力要請があつており、400万トンという膨大な量の災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するため、処理が可能な施設等での処理の協力依頼となっている。

これを受け、3月下旬開催の広域連合担当者会議の折に、現状での施設への受け入れを行うとした場合の問題点等について検討を行った結果、松島清掃センターの中間処理施設においては、経年劣化による処理能力の低下により、定まった規格の7割程度しか処理できず、平日でも4時間程度の延長運転をしていること、最終処分場についても、埋め立て地の残余容量の不足から、本年度中に満杯になることが予想され、次期処分場確保までは、現在、干拓組合と仮置きを協議中であることから、受け入れは困難であると思われる。

また、今回の市議会への陳情には、市に受け入れ可能な施設がない場合は、採石場跡地などの利用も可能ではないかという提案がなされているが、国の基準に適合した既存施設における広域処理ということで要請がなされており、整備されていない施設での埋め立ては周辺住民の身体に悪影響を及ぼすおそれがあるばかりか、廃棄物処理法の規定に反するため、受け入れは不可能である。仮に、埋め立て予定地を最終処分場として認可申請を行ったとしても、自然環境、生活環境に与える影響を調査するための環境アセス、住民説明会等が必要となり、国が受け入れを予定している期間内での認可は困難である。さらには、周辺地域に影響を及ぼさないための工事や処理設備及び長期のモニタリング等で多額の費用が必要となる。本市にとってはリスクのみ残ることが懸念されるとのことでした。

これを受けまして委員から、現在において、処理能力がないということははっきりしていることから、その時点で受け入れに関しては不可能であると考え、また、微量でも放射性物質が含まれている可能性のある瓦れきについては受け入れるべきではない。この問題については、国が率先して東北地域に処理場を建設し、地元で処理すべきではないかと考える。以上のことから、この要望書に対しては同意できないとの意見でした。

また、委員から、被災地の心情は察するが、被災者の受け入れや安心・安全な農産物の食材等を被災地に届けるといった支援法があるのではないかと考える。仮に受け入れた場合、天草の水産物や農産物に風評被害も心配されるとの意見がありました。

このほかにもさまざまな意見がありましたが、現時点においては、震災瓦れきを処理する施設

がないこと、安全面や費用等を総合的に判断した結果、受け入れは困難であるとの意見に集約されました。

以上のような慎重審査を行った結果、本件は全員一致で不採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号、上天草市大矢野町登立積米区水路施設整備事業の早期完成に関する陳情でございますが、現地踏査を踏まえ委員から、汚泥がたまり悪臭等を放つため不衛生であることは一目瞭然であるが、仮に整備した場合、地元負担金は発生するのか。また、維持管理はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、この事業については、事業費の15%を地元で負担していただくこととなっており、整備後の維持管理に関しても、陳情者を初めとする各地区において責任を持って対応していただくこととしているとの答弁でありました。

また、委員から、このような水路の未整備箇所が大矢野地域に多く見受けられるが、担当課としてどの程度把握しているのかとの質疑があり、執行部から、排水施設整備に関しては、地区から要望等が提出されないとわからないため、どの地域にどのような未整備箇所があるかというのは把握していないが、同様の陳情は年に一、二件程度提出されている状況であるとの答弁でありました。

これを受け委員から、地区からの陳情自体は年に数件程度ということだが、どのような対応を行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、陳情があった場合は必ず現地踏査を実施し、地元負担15%の捻出が可能であるかなどの説明を行いながら、有用微生物等を使った対応についてもあわせて指導しているとの答弁でありました。

以上のような慎重審査を経まして、本件は全員異議なく採択すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第41号、上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、外部事業者とオンラインでつなぐことにより、個人情報等の漏えいを心配するが、事業者に対する制約等は設けないのかとの質疑があり、執行部から、本市のサーバー室とデータセンターである事業者とを専用回線をつなぎ、データのバックアップ処理を双方で行い、保有するというものであるため、通常時に個人情報が漏れることはないと考えるが、個人情報保護条例によって情報管理の必要な措置はとられているものの、万が一に備え、契約書の中には漏えいを防ぐための条項等を盛り込みたいとの答弁でありました。

以上のような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号の所管部門についてでございますが、まず、総務企画部所管について委員から、海拔表示板の規格については、縦40センチ、横30センチの青地に白抜きで電柱に掲示するということだが、想像した場合、果たして市民の目を引くのか懸念する。昨年、広域連合議会で東北の視察に行った際に目についたのは、道路沿いやのり面に掲示してあった大きな海拔表示板で、地元の方はもちろん、観光客に対しても効果的なものだと感じたが、いかがお考えかとの質疑があり、執行部から、表示方法については、全国の海拔表示板の設置状況を参考にしながら企画したものであり、また、国土交通省から

示された海拔表示シート設置方針においても同程度の形状であることから、サイズの小さ過ぎるということはないと思われるが、より効果的となるよう、再度、全国の設置事例を調査の上、検討していきたいとの答弁でありました。

これを受け委員から、観光に力を入れている本市としては、観光客の目を引くような規格の大きな表示板を観光地周辺に設置してはどうかとの提案がなされました。また、関連して委員から、市発注の公共工事においては、検査項目の中に創意工夫、ボランティアというものもあり、点数として加算されている。市として、現場や構造物の種類において効果的な海拔表示が可能と判断できる場合は、業者に対して設置依頼を行うことで相乗効果が期待できるのではないかとの質疑があり、執行部から、ハード事業においては、のり面や構造物等に表示板が設置可能なスペースは十分確保できると思われ、地域貢献やボランティアといった観点から実施してもらえれば非常に合理的であるため、担当部署との協議を行いながら、実施に向けて検討したいとの答弁でありました。

また、委員から、防災管理費の103万4,000円については、自主防災組織の結成率を高めるため、県の補助金を活用し、必要となる資機材を購入するためのものということだが、今年度の結成見込み数、これまでの結成数、100%結成に向けた今後の計画について伺いたいとの質疑があり、執行部から、今年度は33団体程度の設立を見込んでいる。4月1日現在での結成団体は58団体、176行政区のうち、結成行政区は94地区となっている。市の方針として、平成25年度中の100%結成を目標に取り組んでまいりたいとの答弁でありました。

次に、市民生活部所管についてでございますが、委員から、歳入のごみ袋代2,000万円程度が減額となっている理由を伺いたいとの質疑があり、執行部から、これまではごみ袋代として雑入で計上していたが、要綱を整備した関係上、一般廃棄物処理手数料として費目の組みかえを行ったものであるとの答弁でありました。

また、委員から、清掃総務費の湯島地区ごみ収集運搬委託料について詳細を伺いたいとの質疑があり、執行部から、大矢野地域においては、今年度から分別収集を毎月実施することとなったが、湯島地区に委託料を当初予算で計上していなかったことが判明したため、今回の補正予算で対応させていただきたいとの答弁でありました。

以上のような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第47号、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本件については、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が総務常任委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告といたします。よろしくようお願い申し上げます。

ます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、採決を行います。

議案第41号、上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第47号、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第5号、東日本大震災被害復興に伴う瓦礫受け入れに関する要望書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。本件は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、陳情第5号、東日本大震災被害復興に伴う瓦礫受け入れに関する要望書は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号、上天草市大矢野町登立積米区水路施設整備事業の早期完成に関する陳情を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号外2件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） おはようございます。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月21日木曜日に委員会を開き、全委員出席のもと、現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

現地踏査は、漁業構造改善事業平成21年度と産地水産業強化支援事業、施設整備支援事業、平成23年度で整備された天草漁協の中地区荷さばき施設と大矢野水産加工場を視察いたしました。

中地区荷さばき施設は、周辺漁港からの水産物が生きたまま水揚げできることから、漁業者から好評を得ているとのことでありました。大矢野水産加工場では、活魚のハモを黄金のハモとして、年間8,000キログラムを目標に加工しておられます。東京の築地市場のシェアはナンバーワンであるとのことでした。また、鮮魚のハモにつきましても、すり身等の加工品として、年間約4,000キログラムを目標に生産されているとのことでした。両施設とも、漁家経営の安定と地域漁業の活性化に大きく寄与していると感じました。

次に、議案審査について報告いたします。

まず、議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号の所管部門について御報告いたします。

農林水産業費では、農業費において、まずフライヤーについての説明が農林水産課長からありました。このフライヤーは、従来の電気フライヤーに3Dパワーシステムユニットをセットしたものです。3次元の高電波パワーでより効率的に食品の水分を制御することで、品質の維持や酸化抑制、有害物質の除去を可能にしています。通電性のあるケースに上下四方に静電気を通電させることにより、従来のフライヤーの70%程度の時間で均一に揚がるということでした。

委員から、フライヤーのリース料については、購入したほうが安くなるのではないかとの質疑がありました。72回のリースで見積もりを比較しましたところ、リースのほうが少し高くなっているが、購入に比べ単年度負担が少なくなるということと、2年目以降は保守をセットしてメンテナンスを行えるため、リースのほうが有利であると考えているとの答弁がありました。

また、市の加工品開発研究センターのほかに、さんばーるに設置することについての質疑があり、ファストフードの部門で観光客の集客につながる商品が提供できればと、市からさんばーるに依頼する件ですので、市で導入して設置する計画ですとの答弁がありました。

委員から、機器がわからない、見てから判断したい、また、集客の目的はわかるが金額が高い、いい機器というのは認めるが、効果がどれくらいあるのか疑問がある、加工品開発研究センターに設置して、結果が良ければさんばーるにも導入していいのではないかと、集客において、ファストフードの伸び代はある、売れる商品をつくって、全体の売上向上に貢献してほしい、さんばーるに先に置いてほしい、機器を見せてほしい、食べさせてほしい、加工品開発研究センターとさんばーるに設置することの目的と使用方法は違う、両方に置いていいのではないかと意見が出されました。執行部からは、まず1台導入し、その効果を研究しながら進めていきたいとの答弁がありました。

林業費においては、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金について、これまでも同様の補助金があったが、民間で実施される事業の内容や結果について検証は行っているかとの質疑があり、補助申請から決算まで市を経由して県へ提出しており、この段階でチェックを行っている、また、県でも事業の執行をチェックしているとの説明がありました。

商工費では、観光費において、まず、新・地域再生マネージャー事業について内容説明の要求がありました。執行部から、地域総合整備財団、通称ふるさと財団と総務省から認定を受けられた地域再生マネージャーに委託します。地域再生マネージャーはナマコ産業創出、オリーブ産業創出、観光再生、これは地中海イメージ創出のアドバイザーとして活動します。具体的には、ナマコの人工種育苗成と養殖による水揚げ増を目指し、漁業関係者への技術と販路創出支援を行います。また、オリーブの産業創出のため、各種イベントや講演会等により産業化についての市民へ啓蒙を図り、オリーブ栽培推進のきっかけづくりを行います。観光再生は、滞在型のいやしや美容健康増進などについての新たな取り組みや観光客誘致の仕組みづくりに対するアドバイスを行うものですとの説明がありました。ナマコは中国で1兆円以上の需要があり、日本からの輸出は、乾燥ナマコが年間210トン、128億円に上り、世界でナマコの供給量は減少しているため、種苗生産や養殖技術を確立させることで、安定的収入が可能になると考えているとの説明もあわせてありました。

委員から、今年度の取り組み内容と事業の進め方についての質疑があり、執行部から、事業を効率的、具体的に展開するための仕組みづくりを行うことが主になるとの答弁がありました。北海道立栽培水産試験場のデータですけれども、ナマコは種苗生産して10カ月で3センチまで成長、漁業できるまでは約3年かかり、オリーブは2年半ものの苗木を定植して、4年後より実がなり、10年後に1本の木から約25キログラムの実を収穫できると考えているのことでした。

委員から、来年度以降の事業実施についての質問があり、来年度も継続して実施する計画であるとの答弁がありました。

また、委員から、これからの2年間は新しい事業の足がかりとなるものであるから、補助金を

有効に活用し、将来につながるものにしていくようにとの意見がありました。

次に、地域連携音楽祭事業委託料について、音楽祭の開催内容についての質疑があり、担当課長から、観光特急A列車で行こうの運行開始に合わせて昨年開催いたしましたジャズコンサートが好評で、参加者や市民からの要望を受け、今後、継続することを視野に入れて開催するものです。この音楽祭は、10月7日日曜日に樋合海水浴場で午後3時から約4時間のコンサートを夕日が沈むというシチュエーションで開催し、入場料は5,000円から6,000円とし、出演する歌手は4組程度で、1,000人以上の入場者を予定していますとの答弁がありました。

また、委員から、県の補助金が不採択となった理由についての質疑があり、担当課長から、熊本県地域づくりチャレンジ推進補助金を申請しましたが、チケット販売が興行とみなされたために不採択となったとの答弁がありました。

委員からは、補助金が見つからないのであれば、今回の補正は行わず、昨年並みの規模のコンサートにすべきではないかとの意見がありました。担当課長から、昨年と比較し、入場者は4倍以上を予定していることや、開演を午後3時、終了時間を午後7時に設定していることから、市内観光施設を初め、飲食店や宿泊施設の利用など、相当の経済効果が見込まれますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、採決により原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第3号、国民宿舎跡地計画の見直しに関する陳情書は、重要地点の開発を民間1社に任せるのではなく、行政主導で再検討してほしいとの陳情です。

担当部長から、前島地区総合開発については、現在策定中のグランドデザインにおいても、前島地区を上天草市における観光の拠点と位置づけている、今後の事業促進に当たっては、地域の協力をいただきながら推進していきます。住民説明会につきましても、環境省との調整を経た事業計画が策定された後に開催いたしますとの答弁がありました。

委員から、陳情者への経過説明は随時行われているかとの質疑に対し、訪問日、説明内容の報告もありました。また、前島プロジェクトに関し、今後のスケジュールの報告もあり、庁内プロジェクトとして推進されていることを確認しました。

この陳情につきましては、このような状況及び担当課からの報告を踏まえて、慎重な審査の結果、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号、各種施設の建設及び道路整備に関する陳情は、九州オルレの指定に関連しての施設及び道路整備の陳情です。

委員から、陳情内容についての対応状況についての質疑があり、執行部から、公衆トイレ、看板は今回の補正予算で計上しています。特に指摘のあった地区の道路に関しては実施を予定していますとの答弁がありました。

委員からは、九州オルレに認定されたコースに必要なことの陳情であるので、採択してほしいとの意見がありました。執行部からは、オルレコースにはさまざまな条件が設定されているため、

九州オルレの認定機関である九州観光推進機構と協議の上、地域ができること、行政がすることの線引きを行って取り組みたいとの答弁がありました。また、観光案内所兼物産販売所の建設以外の案件については予算が計上されていることから、この陳情につきましては、慎重な審査の結果、継続審査とすることに決定しました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 450万円の音楽のやつです。当初予算から、450万円なり500万円なりでこういうことをするという考えはなかったのか。あくまでも、申請した200万円を最初から当てにした計画だったのか。そういう意見はなかったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） ただいまの報告のとおり、いろいろな質問はありました。結局、チケット販売が興行とみなされるために申請ができなかったということになっておりまして、今回はちょっとシチュエーションを変えて、規模を大きくしたいということでした。内容は、この報告のとおりでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○3番（田中 辰夫君） もちろん、申請する以上は、どういう条件でなければなかなか通らないということは事前にわかるわけです。450万円か500万円の事業を行いたいのであれば、最初から組むのが本当であって、もしも採択になってお金が来た場合には、それをまた減額できるわけですから、本当にそういう目的を持ってするのであれば、最初からそういう予算の組み立てをすべきではなかったのかなという、そういう意見は全く出なかったのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） そこまでのことは出なかったと思います。ただ、申請したけれども、興行とみなされたからだめだったという報告でした。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 国民宿舎跡地計画の陳情についてです。少し委員長の報告を聞き漏らしたのかもしれませんが、陳情書の内容の中で、二つほど気になるところがありましたのでお聞きします。

計画変更後の合同説明会開催も何度も要望しましたが、3年間一度も行われませんでしたとあります。このことは本当なのかということと、それと最後のほうに、いまだにトイレ、シャワー

室が完備できていないのは行政の怠慢としか言いようがありませんと書いてありますが、このことに関しては、担当課のほうではどう考えておられるのかというのは、どんな話になったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） その個別の質問はありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 2点、ちょっと質問をしたいと思います。

まずフライヤーについてです。今、さんば一るにはフライヤーはあるのかないのか。そういった質問があったのか。今はいろいろなものに対しても日進月歩、進んでまいります。例えば、今回、フライヤーが最新のものだから、導入すれば確かにいいと思いますが、そういったいい製品が出てくれば、どんどん上天草市の予算の中で導入していくのか、そういった計画性についての議論、それと、もう一つ、音楽祭の件ですが、今回は野外で計画をされております。前回、私、ジャズコンサートに行きましたが、当日は雨でありました。外で計画されていた部分については、中止というか、屋内の部分だけでなされました。そういう中で、この事業は業者丸投げというふうな話を聞きますが、海の近くでもありますし、台風や雨などで中止になった場合、例えば、今回、市の予算を450万円組みますが、5,000円のチケットに対しては払い戻しをすればいいと思いますが、その450万円のリスク分担についてはどういう見解のもと賛同されたのか質問いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） さんば一るにフライヤーがあるかないかという質問は、特にはなかったと思います。

フライヤーのこれからの導入につきましては、性能がすごくいいということですので、加工所でまずそれを見てみようということで、特にそこまでのことは質疑はありませんでした。

それと、音楽祭については、天候不良のことについては特に質問はなかったと思います。そこまで質問の内容は及びませんでした。ありませんでした。小雨では決行いたしますということですので。台風など悪天候の場合は、中止としてチケット代は払いますということ、リスク分担まではありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） よろしいですか。ほかにございませんか。

田中万里君。

○12番（田中 万里君） 2点お尋ねしたいのですが、まずフライヤーの件についてです。これは確認です。当初の上程された計画の中では、2台リースで借りたいということでした。今回、委員会の中でいろいろな意見が出て、1台を加工施設のほうで実験的に使って、それでよかったらもう1台をさんば一るのほうで試食のために使おうかということになり、1台を借りるということとなったということで、その部分で予算が変わってくるんじゃないかと思うのですが、その部分は、今回、減額せずにそのまま置いていて、2台必要なときにすぐリースで借

りられるように減額はしないということになったのでしょうか。まず、その部分からお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） この件につきましては、導入に反対という方は一人もありませんでした。それで、予算としては、そのまま原案のとおりなのですけれども、まず加工所に入れて様子を見ようと。見せてほしいという声が私たち委員の中から圧倒的に多かったものですから、では、段階を踏んで入れるようにしましょうということでしたので、基本的には、反対者が全然いなかったということで、結論として――。（「違うんじゃないか」と呼ぶ者あり）

いや、条件つきとか修正とかということで可決したわけではなくて、あくまでもこれは、結果的には原案どおり可決しております。条件つきの可決はしておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○12番（田中 万里君） それならば、例えば加工所のほうで使って、よければ2台目をリースで借りるということで委員会ではまとまったと。リースで借りることに対する反対は全然でなかったというふうに今の説明では受けました。

その部分ともう1点、音楽祭について、先ほどの委員長報告で細かい説明を受けましたが、ちょっと私が疑問に思った点がございましたので、その部分は委員の方から質問が出なかったかお尋ねいたします。

まず1点。これは450万円の事業です。450万円の事業プラス、5,000円から6,000円の1,000人ということでチケット販売が発生しております。それによって、五、六百万円のお金が入ってくることになってますが、そのお金については、委託をした会社のものになるのか、それとも例えば市の雑収入とか、そういうもので入ってくるのか。私、このチケット販売というのがちょっと頭になかったもので、その辺がどうなるのかの質問は出てこなかったのかという点です。

それと、今、この音楽祭について公募で委託業者の選定の準備をされているかと思います。450万円の事業と300万円の事業の見積もりを出してくださいという公募の仕方なんですけれども、その部分に、チケット販売で入ってくるというのが全然うたわれていないんです。ならば、公募をするところは、多分、やりにくいんじゃないかと思うんですが、その部分は委員の中から質問は出なかったかお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） そこまでの質問はありませんでした。

業者に委託するという話だけなんです。だから、それ以上の詳しいことはありません。業者に委託するというものですから。

○12番（田中 万里君） 業者に入るんですか。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） はい。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番(田中 万里君) それならば、全体的に450万円の事業になるので、市がそのお金を出して業者に委託しますと。業者に委託して、業者は約1,000万円規模の事業をそれでいきますというような企画書を市に提出することになると思うんです。それで、その1,000万円の事業に対して、市にどのくらいのメリットがあるのか、1,000人来た、その関係等でこれだけの経済効果が出るというような効果を委員の中でもいろいろ議論されたのではないかと思います。けれども、その部分はどうのような意見が出たかはわかりますか。

ちょっとチケット販売の部分が当初予算のときに私の頭になかったもので、その部分をお尋ねいたします。

○議長(堀江 隆臣君) 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長(津留 和子君) 先ほど報告しましたとおり、市内観光施設初め、飲食店、宿泊施設等の利用など、相当な経済効果が見込まれますということの説明でありました。それに対して、特に詳しくという質問はありませんでした。

○議長(堀江 隆臣君) ほかにございませんか。

13番、北垣君。

○13番(北垣 潮君) 委員長報告では、黄金のハモは東京の築地市場でナンバーワンという話でありましたけれども、私が漁業者の方に聞いた話では、ことしはハモがやせて、韓国産に押されているという話を聞きました。不知火海全体で、もうほとんどの漁業者が、今のままでは生活していけないという話を聞きます。それは何かというと、3.11東北震災後、向こうの漁船も被害を受けて、養殖のえさが来なくなり、えさ代が高騰し、今まで自然の魚のえさだったものがほとんどとられていると。もうほとんどの漁業者は、これでは生活できないという状況でありますので、閉会中にも経済建設常任委員会で漁業者の実態調査をしてほしいと思います。お願いします。

○議長(堀江 隆臣君) 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長(津留 和子君) ここで報告したのは、漁協から説明を受けたことですので、お許しいただきたいと思います。

○議長(堀江 隆臣君) ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 隆臣君) なければ、質疑を終わります。

議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 隆臣君) 討論を終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、採決を行います。

まず、陳情第3号、国民宿舎跡地計画の見直しに関する陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。本件は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号、各種施設の建設及び道路整備に関する陳情を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第42号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について外4件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） おはようございます。ただいまより、文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る6月20日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、委員会に入る前に、電子黒板について委員の方たちから、これまで実際に授業風景とかを見たこともないし、どのような効果があるのか、いろいろ見てみたいということがありましたので、中南小学校のほうに視察に行って、その授業風景を見てまいりました。ちょうど6年生の授業があつておりました、内容的にも20分くらい見た後に、校長先生、教頭先生からお話を聞いて、その効果のほどは、助かっている、子どもたちの勉強意欲もわいているというような答えが返ってきました。委員会としても、今後、本当にそういうメリットが多にあるのであれば、もっともっと子どもたちの勉強の向上のためにも取り組んでいったらどうかというような意見も出ました。

以上が視察の報告でございますが、その後、委員会室に戻り、まず、議案第42号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定については、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第43号、上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いては、仏崎集会所の老朽化により平成21年9月に取り壊し、廃止にしたための条例改正ですが、委員からは、集会所の管理状況等についての質疑がありました。執行部から、旧龍ヶ岳町で設置をしているが、維持管理については、管理にかかる費用、施設使用料の収益など、すべて地区で行っていただく内容の契約を交わしている。ただし、基本的には補修・修理も地区で行っていただくが、助成制度があるので、毎年9月に各自治館長あてに依頼し、補修・修理等があれば申請され、申請をもとに予算化をしているとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号は、委員から、熊本版コミュニティ・スクール研究校の内容について質疑があり、執行部から、地域に開かれた学校づくりのためのコミュニティ・スクールについて研究するよう姫戸小学校が県の指定を受け、1年間20万円で学校と地域の方が協働しながら、いろいろな事業に取り組むことになっている。現在、研究段階であるが、成果が出れば県下の全小中学校に導入するという形になるとの説明がありました。

次に、委員より、文科省指定自立支援研究校になぜ大矢野中学校が指定されたのかとの質疑がありました。執行部から、天草地域で1校ということで県より指定を受け、大矢野中学校が中心となり、大矢野中学校校区の登立小学校、中北小学校、中南小学校、上小学校の4校と教育委員会も含め、ともにいじめ・不登校等について取り組む事業になっているとの説明がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第1号、「障害者の権利を保障する新たな総合福祉法の速やかな制定」に関して国に意見書を提出することを求める請願書については、執行部より、請願について、法改正（案）、提言内容などの説明がありました。

委員より、提言がどのように反映されていないのかとの質疑があり、執行部から、関係団体と国の合意文書を踏まえて総合福祉部会が提言されているが、改正案では、障害者自立支援法の名称変更程度にとどまり、提言のほとんどが反映されていないので、請願を提出されたのではないかと説明がありました。

また、委員より、上天草市は生活の利便性やサービスなどの支援が受けにくいと聞かすが、どうなのかとの質疑があり、執行部より、どの部分の支援が受けにくいのか判断は難しいが、福祉については、国の制度に沿ってサービスを行っている。しかし、上天草市独自の支援については、財政状況等により、できていない部分もあるのではないかと説明がありました。

このような協議、検討を経まして、委員会では全員異議なく採択すべきものとして決定しました。

次に、請願第2号、学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書については、執行部より、まず平成23年度予算等について県下13市に問い合わせ、11市より回答があり、その中で上天

草市は1人当たりの予算額が12市中4番目の図書購入費を措置している。標準冊数達成率については、平成21年度末現在で、小学校は県下14市中8位、中学校は14市中6位の達成率となっている。そのほか、県から教育委員会に請願と同じような内容の通知が届いていること、一般質問でもありました地方交付税についての説明がありました。

委員から、本の廃棄は学校の判断でなされるのかとの質疑があり、執行部より、学校の判断で廃棄をされているが、図書館協議会が委託する図書館プランナーというのがあり、プランナーは古くなった本、官公庁名が変わったなどの本は使えないと判断し、処分している。維和中学校でも、プランナーが入った後に教育委員会の職員も学校に行ったが、特に相談もなく多くの本が廃棄されていた。執行部としては、各学校に予算配分をしているが、廃棄量によって達成率も変わってくるので、古い本や修理可能な本については、児童生徒が読める状態に修復して、可能な限り活用し、標準冊数達成率100%になるように指導していく。また、今回、市内の中学校を調査し、標準冊数達成率が70%未満の学校も見えてきたので、達成率100%の学校も含め、70%未満の学校に重点的に予算配分をしていきたいと考えているとの説明でした。

そのほか、委員から、地方交付税を根拠にした予算措置ではなく、財政課と協議しながら、今後でもできる範囲で図書の充実に努め、図書の少ないところから重点的に配置するように取り組んでもらいたいとの意見がありました。

このような協議、検討を経まして、委員会では全員異議なく採択すべきものとして決定しました。

以上が、文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、閉会後に所管課より、次の5項目について報告がありましたのでお知らせします。

福祉課から上天草市障がい者福祉計画第3期について、保健課から予防接種過誤事案の発生、予防接種の今後の方向性について、社会教育課から上天草市姫浦層群保全活用推進会議の設置について、上天草総合病院から平成24年度上天草総合病院改修工事の対応等について、それぞれ説明がありましたことをあわせて御報告いたします。

最後に、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中に継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしました。

なお、そのほかにも、今回、文教厚生常任委員会に付託された案件とは別に、学務課から大矢野中学校屋内運動場解体工事についての報告がありました。大矢野中学校屋内運動場解体工事については、本年度予算で解体工事と電気設備の仮設工事を実施し、来年度予算で電気設備工事等を実施するとの説明を受けておりましたが、夏休み期間中での工事の工期等に不都合が生じたため、来年度予定工事を本年度実施したいとの説明がありました。追加議案として、提出されておりますので御報告申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 今の委員長の報告を聞いていて、一つだけ気になったところがあります。学校図書館の申し出ですけれども、今の委員長の説明では、教育委員会のほうからいろいろ説明を受けて、1人当たりの冊数は12市中4番目に高いということで説明を受けたとありましたが、これは多分、そういう出し方をすると高いほうにいくので、そういう計算の仕方をされたと思います。なぜ、国が1人当たりの冊数は幾らということを出していないかという、やはり子どもの数が少ない地域に行けば行くほど、そういう出し方をすると格差が生まれてくるんですね。熊本市のほうで1人当たりの冊数が少ないというのは、子どもの数が多いからで、これは当たり前なことだと思いますので、こういう出し方はするべきではないと思います。極端に言えば、例えば1クラス10人未満とか、十二、三人とかそういうところの学校では、本の冊数は少なくてもいいということになると思いますので、それでは不公平になるんですね。それで、国は、そこの学校に何クラスあるかで標準冊数を出しているわけですので、その辺を納得されたかどうかを質問します。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 国が示したそのようなことに委員会として納得したかどうかということですが、我々も委員会の中で、この点については各委員の意見を聞いた上で審議をいたしました。

まず初めに、宮下議員が一般質問等で、国がこういう方向で示して、こういう予算配分をしているというようなことを述べられ、その部分について、本来出席ではないんですが、財政課にも委員会に出席していただいて、国からどのくらいの予算が上天草市に配分されているのか、数字的なことはわかりますかということも聞きました。しかしながら、その部分はわからないと。それと同時に、国としては、図書のそういう部分については国の方針として出しておりますが、地方に対して、地方交付税と別に図書購入費をこれだけ充てると、これだけは別に、言うなれば補助金等のように、これだけ図書購入費に使ってくださいというような配分がしてありませんので、地方交付税の中に含まれてきております。その中で、地方自治体が配分するような仕組みになっておりますのでというような説明をした後に、皆さんこの陳情に対しては賛同しております。ですから、充実をしてくださいということで賛同したので、今、宮下議員が言われたことには賛同したというふうに私はとらえております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 文言の訂正をお願いしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 私が申し上げたことの文言ですか。

○13番（北垣 潮君） はい、そうです。議案第43号の龍ヶ岳地区集会所等設置条例の一部を改正する条例の制定について、この集会所が老朽化したためというような説明だったのですけれども、龍ヶ岳地区には水害後、同じ時期にいっぱいできたんですけれども、ここの集会所

所は埋め立て地だったために基礎の部分が割れたりして、家も傾いて、ドアとかのすき間がいつぱいできている状況だったものですから、ここをつくり直したという状況なんですね。老朽化というのはちょっと当たらないのではないのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣議員、老朽化という文言を使われたのは執行部側でございますので、我々が訂正することではないです。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今、北垣議員が言われる文言の変更については、北垣議員も文教厚生委員の中で審議をされた中の1名ですから、執行部が老朽化という説明をあの場でされているので――。

○13番（北垣 潮君） いや、老朽化って聞かなかったですよ。

○議長（堀江 隆臣君） とにかく、老朽化という説明をされたのは執行部側でございますので、我々がこの文言を訂正することではないです。今、委員長が申し上げたように、委員会の内で、その文言の訂正とか扱い方を指摘するのはよかったです――。

○13番（北垣 潮君） 委員会では、出なかったんです。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣議員も委員でいらっしゃいますので。

○13番（北垣 潮君） 委員会が出なかったのと言っているんです。

○議長（堀江 隆臣君） そうですか、わかりました。

○13番（北垣 潮君） 委員会が出れば、委員会で言います。

○議長（堀江 隆臣君） そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ終わります。

議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第42号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第43号、上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、請願第1号、「障害者の権利を保障する新たな総合福祉法の速やかな制定」に関して国に意見書を提出することを求める請願書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号、学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

日程第4 議案第44号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第4、議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号を議題といたします。本件に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、これを許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号についての反対討論を行います。

市民の防災意識を高める上で、目に見える海拔表示板設置など評価できる予算もありますが、観光費の中で、地域連携音楽祭事業委託料の追加分150万円について異議を申し上げます。

昨年のジャズコンサートは、先ほどの委員長の報告でもありましたように、大変好評で、もう一度してほしいとかあったということでしたが、一方で、宿泊が少なかったとか、経済効果が余りなかったということでした。それで、今度は1,000人規模での企画ということですけれども、当初予算300万円プラス今回補正150万円、つまり合計450万円です。こういうイベントは、長い期間をかけて認知度を高めていくものだと思いますが、これからも毎年、大小を考えて実施されていくのではないかと思います。今後、交付税も減らされる中で、5年、10年と一般財源から毎年四、五百万円をかけて音楽祭を実行できるのでしょうか。音楽祭は、今、水俣でも毎年開催され、定着しています。市長の言われるオンリーワンとなれるのでしょうか。

限られた予算の中で費用対効果を考えるなら、現在、上天草市の祭りとして定着しつつある五橋祭と音楽祭をドッキングさせ、上天草市の祭りといったら五橋祭と、全国に知られる祭りになるよう、そちらにもう少し力を入れられたらいかがでしょうか。あれもこれもではなく、それこそオンリーワンとなるようなイベントにすることができるのではないのでしょうか。しかも、業者への丸投げではなく、五橋祭は地域住民が中心になって開催されるお祭りです。住民が元気になるイベントです。昨年から6次産業化と観光に力を入れておられ、イベントも数多くあります。しかし、少子化問題、高齢化問題、教育問題などなど、予算が必要なところも予算がない、予算がないと削らざるを得ない現状です。こういうイベントへの一般財源からの支出は特に慎重にしてほしいものです。どうしても今必要な予算だというふうには思えません。よって、この議案第44号には反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終了いたします。

それでは、議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長の報告は可決です。本件は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第3号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、議案第48号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画部長。

○**総務企画部長（杉田 省吾君）** 今回、追加議案ということでお願いしているところですが、議案第48号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第3号について御説明いたします。

別冊予算書をお開きいただきたいと思います。最初の1ページをごらんください。

今回の補正予算は内容変更に係るもので、歳入歳出額の増減は伴いません。

歳出予算について御説明いたします。6ページをお願いします。55款教育費20項中学校費10目学校管理費の15節工事請負費の大矢野中学校屋内運動場解体工事の工事名を大矢野中学校屋内運動場解体関連電気設備及び消防設備工事に変更し、工事の内容を体育館解体工事から電気設備工事及び消防設備工事に変更するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案の理由としましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、これが議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本件に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** なければ討論を終わります。

それでは、議案第48号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第4号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○**議長（堀江 隆臣君）** 次に、日程第6、同意第4号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○**市長（川端 祐樹君）** 同意第4号につきまして、提案理由を説明申し上げます。

上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、教育委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回上程しておりますのは、住所、上天草市姫戸町二間戸3825番地4、氏名、花田忠茂、生年月日、昭和19年1月13日。経歴につきましては、長く郵便局に従事され、二間戸郵便局長、九州特定郵便局長会の副会長をなされた方でいらっしゃいます。平成20年7月から市の教育委員を経験されておられます。人物、見識、経験など申し分ないということで、このたび上程させていただきます。

提案理由といたしましては、平成24年7月1日をもって任期が満了する教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定による、皆様方議会の同意を得る必要がございますので、提案した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

同意第4号について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これをもって終了いたします。

それでは、同意第4号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、同意第4号は、同意することに決定いたしました。

日程第7 同意第5号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第7、同意第5号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 続きまして、同意第5号、第4号と同様でございますが、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

今回、上程しておりますのは、住所、上天草市松島町教良木3123番地1、氏名、永野隆一、生年月日、昭和13年1月14日。経歴につきましては、地元の小中学校を卒業後、熊本の高校、東京大学を卒業され、日産自動車に入社。その後、関連会社の社長、さらに自動車会社取締役、監査役などを務められています。上天草市に帰ってこられてからは、地元中学校の評議委員、そして区長、またNPO団体の活動、ボランティア活動、地域おこし活動など、さまざまな活動をされておられます。人物、見識、経験など申し分ないということで、上程させていただきます。

ます。

提案理由としましては、平成24年7月1日をもって任期が満了する教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て任命する必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

同意第5号について、質疑はございませんか。

21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 議運でもちょっと質問をさせていただきましたが、明確な答えが返ってきませんでしたので、まず、市長にお伺いいたしたいと思います。

先ほど選任された姫戸の方は任期満了で再任ということでございますが、あと一人の方は大矢野で、任期満了によりまして今回の選任ということで提案をいただいておりますが、まず、前の任期満了された方は再任を考えられなかったのか。

それと、申し合わせではないですけれども、大矢野の方が任期満了ということで、今回松島から選任されるということですが、今まで申し合わせはなかったかもしれませんけれども、そういったことで、今後はどこからでも選んでいくということで解釈していいのか。例えば、松島から5人選ぶということもあり得るのか。そういったことも含めて、まず、前の方の再任について促されなかったのかということも含めて質問をいたしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 教育委員の地域割の細かな規定というのはございません。ただ、均衡ある行政運営をする際においては、やはり旧4町のある程度の人員配置は必要ではないかというふうに考えております。

今回、大矢野ではなかったのは、来年任期満了があります教育長との関係、まだはっきりした段階ではございませんけれども、そういったものを見据えて、適任者を後継にということも考えられます。そういった事情がありまして、今回は松島町から教育委員を出させていただきたいと考えております。そのことによりまして、大矢野、松島、姫戸、龍ヶ岳からそれぞれ教育委員がいらっしゃるということになります。

再任については、確かにすばらしい方でいらっしゃいますが、区長会連合会長とかいろいろなことをされていらっしゃいますので、いろいろと話し合った結果でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 今回、同意第5号で提案されておられる方もいろいろなことをされております。NPOの団体に所属されていたり、まちづくりであったり、地域おこしもされておりますし、そういうこともされております。先ほどの説明では、区長もされているということですが、私は、区長連合会会長という役職もあって多忙ではなかったのかなという思いもありますし、ただ、区長と教育委員会の教育委員を兼務するのはどうかなという思いも実は持っております。

した。そういう面で、先ほど区長という説明もありましたが、区長と教育委員とを兼務していくということで支障はないのか。そういった面をちょっと、教育長の考え方をお聞かせいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育長。

○教育長（鬼塚 宗徳君） お答えいたします。教育委員会規則等もございませぬけれども、その第6条に、委員は地方公共団体の議会の議員、もしくは区長、長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員または地方公共団体の常勤の職員、もしくは地方公務員法第25条に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができないという規定がございまして、余り望ましいことではないのではないかと。

それから、先ほど市長が申されましたように、教育委員というのは、私が教育委員になったときから、合併当初から考えてみますと、やはり地域性を考えることももちろん必要だと思います。それから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にも、バランスのとれたということもうたってあります。

昨年お願いしたのは、保護者ですね。子どものいる保護者を一人は入れるということが条文化されております。ですから、それは今、入っていただいているところでございます。したがって、地域性というのももちろん考えなくてはいけないんですけども、教育長等については、ここから出すとか、そういうものではないのではないかと。やはり、全体を市長は見通されて、配置をされていくことが望ましいのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 最後にします。私は、個人的にどうこうということでは無いということもまず申し添えたいと思います。私もよく知っておりますし、いろいろなことにチャレンジされて頑張っておられる方でもあります。

それとあわせて、年が74歳ということ。私たちというか、松島では75歳以上はそういった委員には任命しないというふうな申し合わせもありました。上天草市では、そういった年齢に対してどのような考え方を持っておられるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 年齢に関する規定はございませぬ。やはり、適材適所だと思いますので、こういった組織においても、年齢にかかわらず、地方教育行政法に定めるように、見識、識見高い方をお願いするというのが我々の考えでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませぬか。

19番、田中君。

○19番（田中 勝毅君） ただいま市長のほうから、任命をされました理由等につきまして御説明がございました。そしてまた、教育長のほうから、地域性という言葉が出たようでございます。私も同感でございます。そうしたことで、今回はいろいろあって、大矢野から松島の方を任

命されたということでございますけれども、申し合わせとか何とか、これはもう別な問題でございますので、そこは私も把握しておりますが、今後、こういうことが慣例になりはしないかなという疑問も持っております。できたら、教育長が申し上げられました地域性というのを加味していただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 答弁が要りますか。

○19番（田中 勝毅君） はい。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） おっしゃられるように、地域性は今後とも十分考慮させていただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

20番、猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 今までの質問で大方わかりましたが、ここに市長、市長あてに元文部科学大臣遠山敦子さんという方から推薦状が届いているというようなことですが、この推薦状を何回読んでみましても、本当にこの遠山さんが出されたのか疑いたくなるんです。言葉に語弊があるかもしれませんが、こんな片田舎の小さな市の、しかも重要ポストではないと考えます一教育委員に、学校の同級生か同窓生か知りませんが、市長あてに推薦状を出す。考えられますか。しかも、元文部科学大臣遠山敦子と書いてあるだけで、住所もありません。大臣もされた方が住所も書かずに、印鑑も押さずに出されるとは、ちょっと常識では考えられないことかと思うんです。市長は、直接これをこの方からもらわれましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） この推薦状は、私の机の中にずっととどめおいていたんですけれども、1月に教良木の永野さんが私のところに持ってこられました。御本人が教育に対する情熱が非常にあるということが一つ。それと、事実かどうかの確認は私にとっておりませんが、東大時代の同級生であって、非常に親しい関係でいらっしゃるという話は聞いております。これを判断材料として、このたび教育委員に選任をお願いしているわけではございません。一つの資料として承っている限りです。ただ、総合的に判断いたしまして、永野さんのこれまでのさまざまな活動、あるいはそういったことを通じての当上天草市に対する思い、また、ふるさとに対する思い、あるいは教育に対する情熱、そういうことを強く感じているものですから、松島町を代表する一人の、教育委員にかかわるような方ではないかということで、今回上程させていただいております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 先ほど、大矢野地区の方が任期満了でやめられましたと。そして、来年は教育長の任期も満了ということもあって、松島のほうからというような話もあったようですが、こんなに広い大矢野に、前任者のほかに適任者がいないんですか。その事態に対して驚きます。大矢野から松島に行く必要はないのではないかという気もします。

そして、今、市長が言われましたが、確かに見識、識見、あるいは地域への活動などを見聞き

しましても、それなりに立派な方だとは思いますが、しかし、この陳情書に、我が国の教育行政にとって大変有益と考えると、この永野さんを市の教育委員にした場合に、我が国のですよ。そこまで、この上天草市の教育委員会は大した教育委員会かなと、だれが思いますか。上天草市の教育行政に対しては確かにそうですが、国の教育行政にとって、考えられることではないと思うんです。市長は、これで推薦しているのではないということですが、これも往々にして市長には効いたのではないかと思います。

話によりますと、旧町時代の松島町のときもこういうのを出されたということも聞いています。それで、教育行政の中で熱意を持ってやりたいという本人の気持ちもあるかと思うんですが、こういう推薦状を出してもらったり、旧松島町でもそういうことがあったということ聞き合わせますと、見識は立派でしょうが、人間性としてどうだろうかと思います。

市長、よかったら、これを送ってきた封筒、空を飛んでそのまま来るはずはありませんから、郵便物で来るはずですから、これが入っていた封筒をもらってみてください。ここには本人が持ってきたかもしれませんが、推薦状であれば、市長に直接来るはずですよ。それを、今度推薦される永野氏に行って、それを本人が市長に持ってくる、そのこと自体もおかしいんです。そういうことから考え合わせると、この物は本人が書いたのではないかと、つくったのではないかという気がします。

教良木地区あたりの人、教良木河内の人たちにもいろいろ話を聞きました。市長も言われるように、見識、識見からして、また学歴からしても大変立派な方だとは思いますが、先ほども言いましたように、学歴は立派でしょうが、人間性においては劣るなという気がしますので、あれはいいですが、とにかく、永野さんが持ってこられたとするならば、永野さんに、この遠山敦子さんから送ってきた封筒をもらってください。そして、後で見せてもらえますか。そして、住所と電話番号を調べておいてください。遠山さん本人に確かめます。

そういうことをお願いして、終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 私は、永野さんをずっと前からよく知っております。確かに地域の方たち――。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣議員。

○13番（北垣 潮君） 反対討論をします。

地域の方たちともよく溶けあって、私も大変立派な方だと思っておりましたけれども、今回、複数の議員の人たちに、あなたは市長選挙に反対したから教良木から1票もやらないとか、そういうことを言われたことを聞いて、私は、余り教育委員会の委員としてはふさわしくない人では

ないかなと思って反対します。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは、討論を終了いたします。

同意第5号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

やがて12時を過ぎますが、このまま継続して日程を消化したいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

それでは、続けたいと思います。

日程第8 議会基本条例検討特別委員会委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、議会基本条例検討特別委員会委員長報告。平成21年第4回定例会において、議会基本条例検討特別委員会に付託し継続審査となっておりました議会基本条例についての委員長報告を議題といたします。

委員長より、審議の経過並びに結果について報告を求めます。

議会基本条例検討特別委員長。

○議会基本条例検討特別委員長（園田 一博君） それでは、議会基本条例検討特別委員会の結果報告を行いたいと思います。

上天草市議会基本条例検討特別委員会に付託されました案件につきましての審議の経過及び結果について御報告を申し上げます。

当特別委員会は各常任委員会から3名ずつ選出いただき、平成21年6月25日に9名の委員構成で設置されました。以来、3年間で17回にわたり、慎重に審議を行ってまいりました。先進地視察、研修会の開催及び参加も積極的に行い、他の自治体議会基本条例の模倣ではなく、上天草市らしさを求めた実効性のある条例とすることで検討を進めてまいりました。本年4月の全員協議会での素案提示後、1カ月間のパブリックコメント募集を経て、成案として今回の提案になったものです。

提案する条例の内容について概要を申し上げます。本条例案は、前文と全10章からなる本文

21条の構成となっています。前文は、本条例制定の背景と趣旨、そして市民の信託に全力でこたえていこうという議会の決意をうたい、議会の最高規範であることを明示しています。

第1章、総則、第1条の目的は、本条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにしています。

第2章、議会及び議員活動の原則においては、第2条で議会活動の原則を、第3条では議員活動の原則を、第4条では会派について規定しています。

第3章、市民と議会の関係では、第5条において、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進して説明責任を果たすことを定め、常任委員会及び特別委員会の会議を原則として公開するとしております。第6条では、議会報告会を開催し、市民の多様な意見を把握して、市民参加の推進に努めることを定めています。

第4章、議会と行政との関係では、第7条で議員と執行部との質疑応答は一問一答方式を原則とすること。執行部に対し、議員の発言に対する確認の機会を付与すること。第8条では、地方自治法第96条第2項に基づく議決事項として、総合計画の基本構想及び基本計画の策定または変更、友好都市の提携またはこれらに類するものを規定しました。

第5章、自由討議の保障では、第9条で自由討議における合意形成について定めております。

第6章、委員会の活動においては、第10条で委員会が所管する事務について、積極的な調査研究と市民にわかりやすい議論を行うことを規定しています。

第7章、政務調査費では、第11条で政務調査費の執行や使途の透明性確保を定めています。

第8章、議会及び議会事務局の体制整備では、第12条で議長を志す者の所信表明、第13条で議員の研修の充実及び強化、第14条で議会広報の充実を規定しました。

第9章、議員の政治倫理、身分及び待遇では、第16条で議員の政治倫理の向上について、第17条で議員定数の検討について、第18条で議員報酬について定めております。

第10章、最高規範性及び見直しにおいては、第19条で本条例が上天草市議会における最高規範であることを明らかにしています。第20条では、この条例の定期的な検証及び随時の見直しについて、第21条では議会制度調査特別委員会の設置を定めています。

議会改革については、平成21年3月の政務調査費についての申し合わせ事項を初めとして、平成22年3月の議会中継システム導入、同年5月の議会広報発行、同年からの議会報告会の開催等、取り組みを積み重ねてまいりました。

今回、これらの議会改革を将来にもわたって継続させるために、条例として改革の理念と成果を制度化していきたいと考えております。

御承知のとおり、これまでの地方議会は、地方自治法及び同法第120条の規定による会議規則に基づく運営でありました。しかし、地方分権改革による自治体の権限の拡大、市町村合併による自治体の範囲の拡大などの背景から、これまでの規定の議会運営にとどまらず、積極的、持続的な改革を断行しながら市民の信託にこたえていくことが求められています。二元代表制の一翼を担う議会として、時代の変遷に沿うその役割、果たすべき使命など、求められることは何か

を議員一人一人が常に考え、議会として合意形成を図りながら、不断の議会改革を行うことが重要であります。これらのことをまとめ、明文化したものが、ここに提案した議会基本条例であります。

この条例案は、議会基本条例検討特別委員会がゼロベースから誠意をもって真剣に検討してきたものです。新しい条例に魂を入れ、生きたものにするためには、全議員のさらなる御理解と御協力が不可欠であります。これからの議会は、この新しい条例のもと、市民により開かれた議会、信頼される議会、そして市民の信託に的確にこたえる議会へと進化させていくことを全議員の皆様と確認し合い、ここに上天草市議会基本条例の制定について、全議員の皆様から御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これで委員長報告を終わります。

日程第9 発議第4号 上天草市議会基本条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第9、発議第4号、上天草市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会基本条例検討特別委員長。

○議会基本条例検討特別委員長（園田 一博君） 発議、上天草市議会基本条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成24年6月28日。上天草市議会基本条例検討特別委員長園田一博。上天草市議会議長堀江隆臣様。

議員提出議案として、皆様の手元にあると思いますが、前文、それから第1章から第10章までを省かせていただきます。条例の内容につきましては、今行いました委員長報告と重複しますので、割愛させていただきます。お手元の資料をごらんください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

市民に対し、議会の役割や議会と市民との関係、議会と市長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わなければならない責務を定めるため関係規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

発議第4号について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、発議第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第5号 上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第10、発議第5号、上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） 発議第5号、上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成24年6月28日。上天草市議会議長堀江隆臣様。

市議会議員定数条例の改正に伴い、常任委員会委員の数を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

条例の内容につきましては、事務局に朗読をさせます。御賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 事務局より、朗読させます。

○局長補佐（山下 正君） 議員提出議案第3号。上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例。

上天草市議会委員会条例、平成16年上天草市条例第198号の一部を次のように改正する。第2条第1号中8人を6人に改め、同条第2号中7人を6人に改め、同条第3号中7人を6人に改める。

第19条第1項を次のように改める。傍聴の取り扱い。第19条、常任委員会及び特別委員会、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、公開しないことができる。第19条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。議会運営委員会は、議員のほか委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成25年5月1日から施行する。

現行の委員会の定数を、3委員会それぞれ6名とするものでございます。

なお、傍聴に関しましては、先ほどの議会基本条例に伴いまして、常任委員会及び特別委員会は原則公開とするものでございます。ただし、議会運営委員会に関しましては、従来どおり、委員長の許可を得たものが傍聴できるということでございます。

第2条の改正規定に関しましては、次回の議員改選後からの施行となります。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
発議第5号について、質疑はございませんか。

3番、田中君。

○3番（田中 辰夫君） この提案は3委員会ということでございますけれども、2委員会という、前回の全員協議会の中でも出ましたけれども、そのことについての意見とかはなかったんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） 前回も田中議員が質疑をされたと思いますけれども、結局、定員が18名になるでしょう。そうすると、3人ずつすればちょうど3委員会になりますよね。前回も聞かれましたけれども、また全員の負担が重くなるということもこの前説明しましたよね。そういうこともいろいろ考えて、3委員会という形になったと思うんですよ。そういうことも、前回聞いたでしょう。それと同じでしょうが、この前言ったことと。おかしいんじゃないですか、聞くのは。（「あれは全員協議会の中で――」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 隆臣君） ちょっと本会議中でございますので。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） ちょっといいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 私から申し上げますけれども、3委員会にするか2委員会にするかは、この前開きました全員協議会で御意見を伺って、あの中で3委員会にて上程をするということを決めましたので、そのことについては御理解をいただきたいと思います。お願いいたします。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑を終わります。それでは、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 私は反対討論を行います。

前回、全員協議会の中でも申し上げましたけれども、今度、定数が4名減るということで、非常に市民の負託が、一人一人の議員さんの負託がかなり重要になってまいります。重き責任を負うこととなります。その中で、より多くの情報なり市民の声を反映させるためには、やはり今の3委員会ではなくて2委員会にして、いろいろな観点から討論、討議をすることが必要かなと自分は考えます。また、定員がずっと18人ということがこの先続くかもわからない状況の中では、

もう2委員会に決めておいたほうが、いろいろな面でいいんじゃないかなということで、私は3委員会には反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、発議第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第6号 障害者の権利を保障する新たな「障害者総合福祉法」の制定を
求める意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第11、発議第6号、障害者の権利を保障する新たな「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 発議第6号、障害者の権利を保障する新たな「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書の提出について。文教厚生常任委員長。

提案理由といたしまして、障がいのある人もない人も、ともに地域で自分らしく暮らせる社会と障がい者の権利が保障された福祉施策の実現を求めるため、会議規則第14条第2項の規定に基づき、文教厚生常任委員会より提出するものです。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料をごらんください。前段の部分につきましては省略させていただき、要望事項のみを朗読したいと思います。

1、障害者総合福祉法（仮称）制定に当たり、推進会議総合福祉部会が取りまとめた障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を最大限尊重し、反映させた新法を制定すること。

2、障害者総合福祉法（仮称）制定に当たり、障がい者の権利が保障された福祉施策の提供体制を確立すること。

各議員におかれましては、意見書の趣旨に御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

発議第6号について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。それでは、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

発議第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、お手元に配付してございますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第4回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時20分